

■ 高額療養費制度の設定について

後期高齢者2割負担が追加された事により、オンライン資格確認で表示される適用区分とレセプトの特記事項の記載内容が追加されています。ご確認ください。

～高額療養費(70歳未満)の設定方法～

*適用区分は資格確認した場合の表示となります。

適用区分	公費の種類	受給者番号	所得者情報	特記事項
A01:ア	966 高額アイ	ア	—	26 区ア
A02:イ	966 高額アイ	イ	—	27 区イ
A03:ウ	967 高額ウエオ	ウ	—	28 区ウ
A04:エ	967 高額ウエオ	エ	—	29 区エ
A05:オ	967 高額ウエオ	オ	低所得者2の設定	30 区オ
A06:オ(境)	967 高額ウエオ	オ	低所得者2の設定 (境界層該当)	30 区オ

～高額療養費(70歳以上^{*1})の設定方法～

(*1)65歳以上の方で、障害認定を受けて後期高齢者医療制度に加入している方も対象になります。

*適用区分は資格確認した場合の表示となります。

70歳～74歳の方は前期高齢者(以下「前期」)、75歳以上、(*1)の方は後期高齢者(以下「後期」)になります。

適用区分	負担割合	公費の種類	受給者番号	所得者情報	特記事項
B01:現役並みⅢ	3割	—	—	—	26 区ア
B02:現役並みⅡ		946 高齢者現役	2	—	27 区イ
B03:現役並みⅠ		946 高齢者現役	1	—	28 区ウ
B09:一般Ⅱ	後期	2割	—	—	41 区力
B10:一般Ⅰ		1割	—	—	42 区キ
B04:一般	前期	2割	—	—	29 区エ
B05:低所得Ⅱ	2割 または 1割	—	—	低所得者2の設定	30 区オ
B06:低所得Ⅰ		—	—	低所得者1の設定	30 区オ
B07:低所得Ⅰ(老福)		—	—	低所得者1の設定 (老齢福祉年金受給者証 有り)	30 区オ
B08:低所得Ⅰ(境)		—	—	低所得者1の設定 (境界層該当)	30 区オ